

○新潟県中東福祉事務組合行政財産目的外使用料条例

令和4年2月22日組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用に係る使用料に関し、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 行政財産の目的外使用に係る使用料については、五泉市行政財産目的外使用料条例（平成18年五泉市条例第73号）の規定を準用する。この場合、同条中「市長」とあるを「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。